

平成 27 年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

- (1) 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。
- (3) 公共施設等総合管理計画の策定、ICT を活用した地方公会計の整備、公営企業会計の適用の拡大等により地方財政のマネジメントを強化するとともに、公立病院などの公営企業、第三セクター等の経営健全化を推進。

2. 地方の創生と人口減少の克服

我が国の喫緊の課題である地方の創生と人口減少の克服について、「地域の元気創造プラン」の推進によりアベノミクスの成果を全国津々浦々まで波及させるとともに、各府省の連携を強化し総合的に事業を推進する中で、地方団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を検討。

3. 合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定

「平成の合併」による市町村の姿の変化に対応して、平成 26 年度に引き続き、市町村の財政需要を的確に把握した上で、順次地方交付税の算定に反映。

4. 地方税の充実確保

地方法人課税について、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する観点等から、外形標準課税の拡充や地域間の税源の偏在是正を進めるとともに、車体課税の見直しやふるさと納税の拡充等を進め、地方税を充実確保。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：梶財政企画官、高梨係長

代表：03-5253-5111 (内線23314、23323)

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

平成27年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし16.0兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

【要求内容】

- (1) 経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくことを基本として、地方の税収の動向等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(0.5兆円)等を行う。なお、平成26年度から平成28年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(2.0兆円)を行う。
- (2) 平成27年度において、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるようにすることや、地方の創生と人口減少の克服に必要な財源を安定的に確保する必要があることから、交付税率の引上げを事項要求とする。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数値であり、今後、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)附則第18条等に基づく消費税率等の引上げについての判断、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
16兆450億円＋事項要求 (H26 16兆8,855億円)
(H26比 △8,405億円)
- (参考)一般財源総額見込み 61.6兆円程度 (H26 60兆3,577億円)

平成27年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円)

区 分	26年度	27年度		特記事項	
		増減	伸び率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	20.3	20.5	0.2	0.8	
退職手当以外	18.5	18.7	0.2	1.2	H26給与改定所要額(人事院勧告(平成26年8月7日))の増
退職手当	1.9	1.8	△0.1	△2.8	
一般行政経費	33.2	34.2	1.0	2.9	社会保障費の増(自然増及び充実分等の増)
補助	17.4	18.1	0.7	4.1	
単独	14.0	14.1	0.1	1.1	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.6	0.1	6.9	
地域の元気創造事業	0.4	0.4	0.0	0.0	
地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0	0.0	
投資的経費	11.0	11.0	0.0	0.0	
直轄・補助	5.8	5.8	0.0	0.0	
単独	5.2	5.2	0.0	0.0	
その他	17.6	17.9	0.3	1.6	水準超経費の増等
計	83.4	84.8	1.4	1.7	
うち一般歳出計	67.7	68.9	1.1	1.7	
(歳入)					
地方税等	37.8	39.9	2.1	5.7	
地方税	35.0	37.2	2.2	6.2	「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年7月25日内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地方譲与税	2.8	2.7	△0.0	△1.2	
地方交付税	16.9	16.0	△0.8	△5.0	別紙参照
国庫支出金	12.4	12.7	0.2	1.8	社会保障費の増
地方債	10.6	10.4	△0.1	△1.0	
うち臨時財政対策債	5.6	5.5	△0.1	△0.9	
その他	5.7	5.7	△0.0	△0.2	
計	83.4	84.8	1.4	1.7	
うち「一般財源」	60.4	61.6	1.2	2.1	注)2参照
うち(水準超経費除き)「一般財源」	59.4	60.2	0.8	1.3	(交付団体ベース)

- 注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「平成27年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
- 3 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
- 4 地方法人税の創設等により生じる財源の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 5 地域経済基盤強化・雇用等対策費の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 6 地方の創生と人口減少の克服のために必要となる歳出については、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 7 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

平成27年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(1) 通常収支分

(単位: 億円)

項 目	平成27年度 要求額 A	平成26年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<地方交付税>				
一般会計からの繰入れ	159,786	160,232	△ 447	△ 0.3
地方法人税の法定率分	1,122	3	1,119	37300.0
借入金償還	△ 3,000	△ 2,000	△ 1,000	50.0
借入金等利子	△ 1,712	△ 1,729	17	△ 1.0
前年度からの繰越分	4,254	11,349	△ 7,094	△ 62.5
剰余金の活用	0	1,000	△ 1,000	△ 100.0
返還金	0	0	△ 0	△ 41.4
計	160,450	168,855	△ 8,405	△ 5.0
<地方特例交付金>				
一般会計からの繰入れ	1,186	1,192	△ 6	△ 0.5
一般会計からの繰入れ 合 計	160,972	161,424	△ 453	△ 0.3

表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- 1 この概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」、「中期財政計画」等を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「平成27年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
- 2 平成27年度において、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるようにすることや、地方の創生と人口減少の克服に必要な財源を安定的に確保する必要があることから、交付税率の引上げを事項要求とする。
- 3 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 4 「前年度からの繰越分」は、国税5税の平成25年度補正後収入見込額と決算額との差額に対応する法定率分の額について、平成26年度において精算した上で平成27年度へ繰り越すものと仮定して計上している。
- 5 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成26年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 6 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、平成27年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

(2) 東日本大震災分

(単位: 億円)

項 目	平成27年度 要求額 A	平成26年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
復興特会からの繰入れ	事項要求	5,723	—	—
計	事項要求	5,723	—	—

表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

平成27年度地方交付税算定基礎

(単位: 億円)

区分		平成27年度 当初要求額 A	平成26年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	129,585	119,046	10,539	8.9%
	所得税×32%	49,591	47,328	2,263	4.8%
	酒税×32%	4,480	4,291	188	4.4%
	法人税×34%	36,610	34,061	2,549	7.5%
	消費税×22.3%	38,920	34,206	4,714	13.8%
	たばこ税×25%	2,471	2,305	166	7.2%
	(小計)	132,072	122,191	9,880	8.1%
	平成19、20年度精算分等	△ 2,486	△ 3,145	659	△21.0%
	(小計)	△ 2,486	△ 3,145	659	△21.0%
	一般会計からの加算分 ②	30,200	41,186	△ 10,986	△26.7%
	法定加算等	4,926	8,648	△ 3,722	△43.0%
別枠の加算 ※1	5,100	6,100	△ 1,000	△16.4%	
臨時財政対策特例加算	20,174	26,438	△ 6,264	△23.7%	
計(入口ベース) ①+②=③	159,786	160,232	△ 447	△0.3%	
特別会計	地方法人税 ④	1,122	3	1,119	37300.0%
	返還金 ⑤	0	0	△ 0	△41.4%
	特別会計借入金償還額 ⑥	△ 3,000	△ 2,000	△ 1,000	50.0%
	特別会計借入金利子 ⑦	△ 1,712	△ 1,729	17	△1.0%
	剰余金の活用 ⑧	0	1,000	△ 1,000	皆減
	前年度からの繰越 ⑨	4,254	11,349	△ 7,094	△62.5%
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	664	8,623	△ 7,958	△92.3%	
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑩ ⑪	160,450	168,855	△ 8,405	△5.0%	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※1 地方の税収の動向等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(5,100億円)を行う。

※2 平成27年度において、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるようにすることや、地方の創生と人口減少の克服に必要な財源を安定的に確保する必要があることから、交付税率の引上げを事項要求とする。

※3 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。